

事業主のみなさまへ

西宮市 開発指導課

「開発事業等におけるまちづくりに関する条例」改正のお知らせ (令和4年4月1日施行予定)

開発事業等におけるまちづくりに関する条例は、令和4年4月1日より、一部改正を予定しております。つきましては変更点について、下記のとおりお知らせいたします。

また、改正後の開発事業等におけるまちづくりに関する条例は、条文確定後に西宮市HPにて公開いたします。なお、従前からの取扱いが変更となる改正内容ではございません。

〈改正内容〉

■第3条第1項

同時期に施行される事業の取扱いについて以下のとおり変更します。

○改正前

時期を同じくして施行される小規模開発事業とその近接する土地における他の小規模開発事業又は開発事業とを併せたものが一の開発事業に相当するときは、これらを一の開発事業とみなしてこの条例の規定を適用する。(以下略)

●改正後

時期を同じくして施行される開発事業又は小規模開発事業とその近接する土地における他の開発事業又は小規模開発事業とを併せたものが一の開発事業に相当するときは、これらを一の開発事業とみなしてこの条例の規定を適用する。(以下略)

問い合わせ先: 開発指導課 0798-35-3663

■第3条第4項第1号

市立の小中学校等が都市計画決定されたこと等に伴い、条例の適用範囲等の規定を以下のとおり変更します。

次に掲げる行為、建築又は事業については、この条例の規定は、適用しない。

○改正前

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項第4号から第11号までに規定する開発行為及びそれに伴う開発事業

●改正後

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項第4号から第11号までに掲げる開発行為(同項第4号に掲げる開発行為のうち、同法第11条第1項第5号に掲げる施設に係るものを除く。)及びこれに伴う開発事業

問い合わせ先: 都市計画課 0798-35-3660

* その他に条例中の一部文言の適正化を行いました。